

中央環境審議会水環境部会の小委員会の設置について（案）

平成 22 年 8 月 25 日  
水 環 境 部 会 決 定  
平成 25 年 ○ 月 ○ 日 改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 24 年 11 月 19 日中央環境審議会決定。以下「規則」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会水環境部会に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会水環境部会に次の小委員会を置く。
  - （1）地下水汚染未然防止小委員会
  - （2）瀬戸内海環境保全小委員会
2. 地下水汚染未然防止小委員会は、地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について調査審議する。
3. 瀬戸内海環境保全小委員会においては、瀬戸内海環境保全特別措置法（法律第 110 号）（以下「法」という。）に関する以下の事項について調査審議する。
  - （1）法第 3 条第 2 項（基本計画）
  - （2）法第 13 条第 2 項（埋立て等についての基本的な方針）
  - （3）その他法の施行状況の点検及びその結果に基づく所要の措置
4. 1. に示す小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境部会の決議とすることができる。
5. 部会長は、1. に示す小委員会に出席し、意見を述べることができる。

中央環境審議会水環境部会の小委員会の設置について  
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>中央環境審議会議事運営規則（平成24年11月19日中央環境審議会決定。以下「規則」という。）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会水環境部会に置く小委員会について次のとおり定める。</p> <p>1. 中央環境審議会水環境部会に次の小委員会を置く。  <u>(1) 地下水汚染未然防止小委員会</u>  <u>(2) 瀬戸内海環境保全小委員会</u></p> <p>2. 地下水汚染未然防止小委員会は、地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について調査審議する。</p> <p>3. <u>瀬戸内海環境保全小委員会においては、瀬戸内海環境保全特別措置法（法律第110号）（以下「法」という。）に関する以下の事項について調査審議する。</u>  <u>(1) 法第3条第2項（基本計画）</u>  <u>(2) 法第13条第2項（埋立て等についての基本的な方針）</u>  <u>(3) その他法の施行状況の点検及びその結果に基づく所要の措置</u></p> <p>4. <u>1. に示す小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境部会の決議とすることができる。</u></p> <p>5. 部会長は、<u>1. に示す小委員会</u>に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p>中央環境審議会議事運営規則（平成18年3月13日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会水環境部会に置く小委員会について次のとおり定める。</p> <p>1. 中央環境審議会水環境部会に、<u>地下水汚染未然防止小委員会</u>を置く。</p> <p>2. 地下水汚染未然防止小委員会は、地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について調査審議する。</p> <p>3. <u>地下水汚染未然防止小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境部会の決議とすることができる。</u></p> <p>4. 部会長は、<u>地下水汚染未然防止小委員会</u>に出席し、意見を述べることができる。</p>

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年十月二日法律第百十号）（抄）

（瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画）

第三条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下この章において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画の決定又は変更に当たっては、環境大臣は、あらかじめ、中央環境審議会及び関係府県知事の意見を聴かなければならない。
- 3 基本計画の決定又は変更があつたときは、環境大臣は、遅滞なく、これに関係府県知事に送付するとともに、公表しなければならない。

（埋立て等についての特別の配慮）

第十三条 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認については、第三条第一項の瀬戸内海の特特殊性につき十分配慮しなければならない。

- 2 前項の規定の運用についての基本的な方針に関しては、中央環境審議会において調査審議するものとする。